

京都市告示第49号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで京都伝統産業青年会を京都市公金受託者とし、京都市伝統産業振興館の使用料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

(産業観光局商工部伝統産業課)